

県連協会費値上げについてのQ&A・・・代表委員会で出された質問に答えて

第1章 それぞれのクラブにとって県連協って？(まずは難しい話から。我慢して読んでね！)

「指定管理者制度」って知ってますか。「官から民へ」の方針に沿って、公共事業への民間企業の参入を目指した制度です。社会福祉協議会、社会福祉事業団など公的機関にだけ委託を認めていた公的施設の管理運営を、民間企業にも許されるよう地方自治法がいつのまにか改正されました。3～5年の指定期間ごとに競争を繰り返し「民間活力導入で経費削減を図る」のが目的で、県や市町村にこの制度を導入するよう強く圧力がかかっている、公設委託(管理委託)の地域だけでなく、自治体の都合で多くの民営学童にも同制度が導入されつつあります。

県内でも多くの地域で学童保育に指定管理者制度が導入され、公募による指定先選定が行われ、複数の民間企業も名乗りを挙げ競い合いました。幸いこれまでは、社協、事業団など、今運営している団体が引き続き指定され、最初の指定期間(3～5年間)の運営に当たることになっています。しかし、どの地域でも「経費削減」と同時に「保育時間の延長」「午前中の施設開放」を求められ、「お金は削るけどサービスは向上させる」という無理難題を押し付けられています。

Q1．県連協って、うちのクラブにとって必要なの？

N市学童保育の会では、昨年からの学習会等にメンバーを送り情報を集め、対策を練って市役所に働きかけた結果、9月議会で市は「公募をせず、市長が指定先を決める」という「随意指定の条項」を指定管理者条例の中に入れるという成果を挙げました。同会では研修会・学習会だけでなく、全国連協や県連協の運営委員会、専門委員会、沿線ブロック会議にも役員を出していたので、県内外の多方面から情報や運動のヒントを得ていたことが、担当部局と話しをする際にも、要望書の作成にもおおいに役立ちました。

一方、Y市では、8月、元々公的施設でもない民設民営の学童保育3クラブを、何の相談もなく「市立学童保育所」と名前を変え指定管理者制度の対象にしてしまいました。保護者で作るNPO法人は、急遽、指定管理者になるための努力をしています。ところが県連協にこの知らせが届いたのは9月後半でした。他の地域でも同様な事態が起きていますが、情報収集と対応策の提案は後手に回ってしまい、今のところ有効な助言は出来ていません。

今の県連協は、自ら足を運ぶことで自分のクラブに役立つ情報・材料を、たくさん仕入れられる「情報の窓口」「資料の宝庫」であり、「情報交換の場」であるといえます。

もうひとつ「三位一体改革」って知ってますか？保育園・学童保育などへの使用目的を限った国の補助金を廃止して、代わりに一般財源という市町村の大きな財布の中に放り込んで「額は減らすけど、どう使うかはそれぞれの自治体で決めていいよ」という「地方への財源と権限の委譲」です。すでに保育園の補助金は一般財源化されました。近い将来、学童保育の補助金も一般財源の中に組み込まれると、どこのクラブも一定の補助金ではなく、市町村の裁量によって学童保育にかかる金額に地域格差が生じてくると予想されます。

Q2．県連協の体制強化でうちのクラブにどんな見返りが期待できるの？

厳しい運営が続くクラブにとって、公的財源が縮小されれば、保育料値上げ・指導員の給与削減等に直結し、即、子どもたちの生活に影響を与えます。これに対抗するには、私たちがそれぞれの市町村に「学童保育の重要性をどのくらい認識させるか」にかかっています。

この地域連協の力量が問われる大事な局面に、県連協が今以上に「国や県内外の動きを幅広く集め整理して」「運動のタイミングを逃さないよう的確に情報提供する」「ココという時には専従が各地域に出かけ相談に乗る」という体制が出来れば、各クラブに大いに役立つはずですよ。

第2章 専従体制の強化っていうけど、県連協の専従職員って何なの？

昼間仕事を持つ保護者・指導員に代わって、学童保育施策の充実や、指導員の資質向上のために、県担当課との交渉準備、研修会学習会の組み立て、各地域からの相談などの運動に関わる日常業務を担っているのが、県連協専従職員です。現専従は25年目のベテランです。

私たち県連協は、ずっと昔から建設的な働きかけを続け、県庁、県議会等、関係各方面と良好な信頼関係を築いて来ました。その成果が、まだまだ不十分ながら、全国トップレベルにある埼玉県の学童保育施策です。

国の姿勢が、少子化対策の掛け声だけで後ろ向きなのに対して、県担当課は「運営基準」「指導員認証制度」など、なんとか県内の学童保育の充実を目指そうと頑張っています。ここで県と足並みをそろえて運動を展開していく事が、「さいたまのがくどう」の今後を大きく左右しそうです。逆風の中、今が数少ない絶好の機会かもしれません。ここで頑張らないと！！

Q3．ところで専従体制がどう危機的ななの？

問題は過重な労働条件です。毎月の専従が出席する夜の会議だけでも三役会、運営委員会、5つある専門委員会など最低7回、多い月は10回にも昇ります。終わりはいつも10時すぎです。さらに、土日の仕事として、研究集会、基礎講座、指導員学校、実践交流会、新人研修会などの開催があります。全国連協会議・研究集会に加え、「運営基準を教える」などの他県からの講師依頼にも応えています。

県担当課との行き来の中で最近増えた仕事として、県の公式会議「埼玉県子育て応援行動計画推進協議会」近く始まる「指導員認証制度研究会」があります。平日昼間の会議となることが多いこともあって、豊富な知識・経験をもつ専従職員が県連協代表として参加します。

結果的に、時間外勤務が年間1,000時間を超えるという不当な負担を強いています。最近の仕事量の急増で、会議や研修会の準備や資料作成が不十分になってしまうことが増えています。1月指導員学校では、外部講師への依頼ミスで1分科会に当日2人の講師が来てしまうというダブルブッキングをしてしまいました。

Q4．パート・アルバイトの強化じゃだめなの？ボランティアを募るというのも考えたら？

パート・アルバイトの人には、様々な仕事のうち主に資料作成等事務作業の一部をお願いしていますが、研修会学習会の組み立て、県担当課との交渉準備、各地域からの相談等の「運動の根幹部分」は、25年の経験と各方面との信頼関係をもつ現専従一人に頼ることになります。

専従職員は独自の領域に精通した専門職といえます。残念ながらボランティア等では補いきれません。専従二人体制にして、会議や会計等の主要な仕事を分担し「判断に迷うとき」や「講師依頼の連絡漏れがないか」など、相互に補完できる体制を組みたいと思います。

Q5．県連協から下りてくる資料が多すぎる。紙や、仕事の量を減らす工夫は出来ないの？

県連協には毎月かなりの量の情報が入ってきます。その中から重要なものを運営委員会や各委員会に資料として配布していますが、枚数もですが、いつもひとりで書くため文章の定型化も気になります。もっと厳選抜粋して、みんなが読んで判り易く解説をつけ、全体はホームページに載せるなど、ペーパーレス化が必要です。

加えて、現在、一保護者に頼っているホームページの運営も、今後は事務局が管理する形にしたいと思います。しかし、いずれの作業にも、そのためには経験ある人手がもっと必要です。

Q6．そもそも今ある予算の範囲で出来るだけのことをやればいいんじゃない。例えば全ての専門委員会に専従が出ているのを、出席回数を減らすとかしたら？

そうすると、毎月の資料の準備はこれまで通り専従にたのむとして、委員会の年間方針の決定、会議の進め方の事前検討と会議後のまとめ、会場のカギ開け・戸締りなどなど、各専門委

員会の責任者の負担が増えます。

専従の仕事量を減らすには、今の事務局頼りの運営体制を改め、私たち保護者・指導員が専従の仕事を肩代わりして、今以上に継続的に力を出していく必要があります。ところが現実には、三役会、運営委員会の県役員の不足が深刻です。専従二人にして専門委員会や会議を分担し、より手厚くサポートしてもらい、役員の負担を減らし、多くの地域から、誰でも気楽に県役員に出てきてもらえるようにしないと、数年で役員体制がギリ貧になりそうです。

Q7. 10年程度の学童保育経験者を雇うとあるが、若い人を育てるとするのは駄目なの？

確かにそのほうが初任給も安く済むし、いい人にめぐり合えれば継続性も期待出来るかもしれせん。しかし県連協の運動面の要を担ってもらうためには、学童保育についての知識と経験の積み重ねのために数年間必要です。現状では残念ながら、若い新人を育ててゆく余裕はありません。今すぐあてに出来る即戦力が必要だと考えています。

Q8. 現専従も含めて、現場の指導員さんに比べて給与が高すぎるんじゃないの？

私たちは、指導員さんにしっかり生活していけるだけの給与を出せているでしょうか？多くのクラブでカツカツの運営状況の中、やむを得ず指導員の給与やボーナスを削る状況にあります。3年以内に多くが辞めていかざるを得ない若い指導員さん達のために、「しっかり生活給を出し、長く勤めて貰えるように国・県・市町村に公的責任を果たすよう働きかけていく」粘り強い運動が必要です。その基盤を支えるのが県連協だと思います。

だからこそ県連協の専従職員として、長く運動の屋台骨を支えてくれる人のために、生活給として最低限必要な額をみんなで保障していくべきではないでしょうか。

第3章 会費値上げ案をもっと詳しく説明して！

Q9. この値上げ案はどういう経過で出来上がったの？基本的な考え方は？

現行の会費では、例えば20名の学童では児童一人当たりの負担は年間600円、一方60名の学童では年間367円と規模によって負担に偏りがありました。そこで今回、「クラブの規模にかかわらず、全世帯から均一負担を基本に」という考え方から出発しました。

7月の第一回代表委員会では、必要な経費に多少余裕を持たせて試算をし、各世帯に月130円から150円の負担をお願いしたいという提案をしました。しかし大規模のクラブから「現行に比べ一気に5~6倍の会費になる。もっと圧縮を。」「クラブごとの会費が世帯ごとになると、計算が煩雑になるし、会員への説明も大変。納得を得られるか？」という意見が多くだされました。

そこで、会計事務が煩雑になる世帯ごとの計算は止めて、現行どおりクラブごとの会費として、最低5年間は破綻をきたさないように最低限必要な増収額を704万円と試算し、それを基に、値上げ幅が最大でも3倍を超えないよう計算をやり直しました。

今回改めて、一世帯あたりの負担を最高でも月90円(年額1,080円)を超えない範囲で、別紙のように14世帯以下8,000円から上限を61世帯以上で65,000円(2.95倍)までの10世帯刻みで7段階の会費値上げ案としました。

Q10. なぜ61世帯以上は65,000円という一定額にしたの？

今回の提案でも人数が増えるほど増額幅は多く、計算上91世帯を超えると会費は98,000円になります。負担の均一化から反することになりますが、大規模になるほど会員同士の関係が希薄になるなど、父母会の運営面でも様々な問題がでてきます。その点に配慮すると同時に「61名を超えたら分室化を目指そうよ！」という県連協からのメッセージも込めて、上限を設定しました。

Q11. まず徹底した経費削減があるべきだが、予算立ての案になぜ盛り込まれてないの？

現案では、事務経費等を抑えた計算になっている05年予算を元に試算をしました。パート給与はやや減、二人の専従が県内各地を駆け回ることを考え、運動の力となる活動費(専従が出張する際の交通費等)は若干増額としています。今後、なお全体で削減に努めたいと考えています。

Q12. 会費値上げ以外の増収は見込めないの？

会費以外の収入の大きな柱である学童保育誌の部数は、皆さんの努力で9,000部を維持しています。しかし、一方で大口の減部もあり、最近はやや減少気味です。また、研究集会や学習会の参加者も頭打ちです。保育誌の宣伝、補助金助成金の獲得、収益事業の拡大など、県連協でも努力しますが、確実なものではありません。やはり皆さんの力がより所となる部分です。

Q13. うちががんばって学保誌を全員とっているのに、さらに負担増というのはどうなの？

今後、多くの部数を取ってくれている地域・クラブに対しては、今以上に還元されるよう分配の方法を見直したいと考えています。

Q14. 加盟数は県内学童保育全体のうちどのくらい？加盟数を増やせばいいんじゃない？

今年度県内の学童保育数は773+障害児学童23。そのうち県連協に加盟しているクラブは356。公立公営の地域を中心に、父母会がないなどの理由で半数以上が未加盟数です。また、公立化を機に父母会がなくなったり、あっても連協から段々ぬけて行く地域もあります。

抜けていったクラブも相変わらず多くの問題を抱えています。もともと未加盟の所では保育内容や、指導員体制にもっと深刻な問題があるはず。しかし、利用者が抱える不満や、改善を求める声をまとめ訴えて行く手段がないため、市町村は「不満の声が出てないから問題はないはず」として、改善が遅れているのが現状です。まず隣近所から情報を集めてください。

指導員学校が県との共催になったのを機に、未加盟のクラブからも多くの指導員さんが研修に参加するようになってきました。これから現場の声や要望を拾い集め、専従2名にもどんどん未加盟地域に足を運んでもらい、同時に県連協加盟を働きかけていきます。

第4章 値上げの時期について

Q15. 何で来年からなの？もう一~二年かけて話し合うべきじゃないの？

県連協運営委員会では数年前から専従複数化は議題にしてきました。03年からNPO法人化の検討とあわせて、専従複数化の早期実現を提案しました。04年の総会では「専従職員の雇用労働条件の整備」と「専従複数態勢の検討」を提案し、新たな「専従勤務規定」を設けました。その上で05年の総会で「来年度からの導入を目指す」として、「専従複数化とそれに向けた会費値上げ」を提案しました。最近の仕事量の増大からもう事務局はパンク寸前になっています。万が一、現専従が長期離脱という事態にでもなったら、県連協の機能は簡単にストップしてしまいます。三役、運営委員会は「もう待った無しだ！」と考えています。

Q16. 組織の体力のないところで「うちはとて無理」という場合はどうしたらいいの？

多くのクラブではギリギリの運営をされているところがほとんどだと思います。元々財政規模の小さい公設公営の地域では「父母会の会費自体が月100円。こんな値上げ応じられない」というクラブも出てくるという意見もだされました。しかし、別紙参考資料にあるように、これまで他の地域連協に比べて、かなり低い会費負担で埼玉県連協は運営されてきました。

来年の総会までに、県連協加盟の意義についてと、一世帯最高でも年間1,080円の県連協会費負担に、皆さんの理解を得られるよう、ていねいな説明と話し合いを各地域でお願いします。必要があれば、県役員が手分けして説明に伺いますので、ぜひ声をかけてください。